

加算項目5 専門家による研修実施：不適切保育防止研修

加算項目6 専門家による研修実施：メンタルヘルス研修

加算項目 の対象	不適切保育防止研修を実施している保育所 メンタルヘルス研修を実施している保育所
算定方法 (年額)	実施回数年1回かつ研修参加延べ人数10人以上 年額：100,000円 実施回数年2回または3回かつ研修参加延べ人数20人以上 年額：200,000円 実施回数年4回かつ研修参加延べ人数40人以上 年額：400,000円
概要	地域としての連携・参画により、不適切保育防止およびメンタルヘルスに関する理解・取組を深める十分な教育機会を提供するため、地域の他施設へ参加を呼びかけた上で、専門家による研修を実施する。
要件	地域内の他保育施設とともに、不適切保育防止への取組強化および十分な教育機会の提供を図るため、専門家による外部研修を実施していること
施設に備える書類 (根拠書類)	保管様式13 専門家による研修実施（不適切保育防止研修、メンタルヘルス研修） ① 実施回ごとの広報の記録（HP画面のコピー、メール、紙媒体など、地域の他施設へ参加を呼び掛けたことがわかる記録） ② 実施回ごとの研修開催案内（日時や具体的な実施内容がわかるもの） ③ 講師の概略・経歴がわかる資料 ④ 研修資料等 ⑤ 実施回ごとの参加者名簿 ※年度終了後5年間保管すること
加算項目5 加算項目6 共通Q&A	Q1 呼び掛ける方法に指定はありますか？ また、どのような確認をしますか？ A1 呼び掛け方については、特に指定はありませんが、地域の2つ以上の施設に呼び掛けて研修を実施した場合に、加算対象となります。なお、<u>研修を実施する法人内（系列園含む）のみに周知した場合は、対象外です。</u>また、広く参加を呼び掛けたことがわかる記録（HP画面のコピー、メール、紙媒体など）を必ず残してください。 Q2 「地域の他施設」とは何を指しますか。また、「地域の他施設へ参加を呼び掛けた上で」とありますが、呼び掛けた結果、研修を実施する法人（系列園含む）の職員のみ参加の研修となった場合、算定はできないのでしょうか？ A2 「地域の他施設」とは、研修を実施する法人とは別の法人である施設を指します。地域の他施設にも呼び掛けた上で、結果として研修を実施する法人（系列園含む）の職員のみ参加となった場合は、算定可能です。 Q3 参加予定の職員が、実施直前で参加できなくなりました。この場合、参加人数に含めてもよいのでしょうか。 A3 参加人数に含めることはできません。

	Q4 「地域^①の他施設へ参加を呼びかけた上で」とありますが、呼び掛けられた側の施設は補助対象になりますでしょうか。 例）A 保育園の研修の呼びかけに B 保育園が応じて参加した場合、B 保育園も補助の対象になりますでしょうか。 A4 研修を実施した施設のみが算定できる加算です。例の場合ですと、研修を実施したA保育園のみ加算の対象となります。 Q5 「地域^①の他施設へ参加を呼び掛けた上で」とありますが、「地域」の基準はありますか。 （例：区内のみ対象なのか、区境の園であれば隣接区でも問題ないなど） A5 同一区あるいは隣接区でなくても<u>都内に所在する施設</u>であればかまいません。 Q6 研修内容をオンデマンド配信した場合、視聴した者は参加者に含まれるでしょうか。 A6 <u>実地研修のみ</u>実施回数の算定対象となります。また、実地研修に参加した職員のみが、参加人数の算定対象となります。 Q7 参加する対象施設に条件はありますか？ A7 対象の施設は、都内に所在する認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所、認可外保育所（企業主導型保育所等）です。 Q8 参加する職員は保育従事者に限りますか？ A8 施設に勤務する職員であればどなたでも対象となります。（保育従事者以外、非常勤職員、派遣職員含む） Q9 「専門家による研修」とありますが、専門家とみなすための要件などがありますか？ A9 専門家の要件としては、保育所・企業等において不適切保育防止や職員のメンタルヘルスに係る一定の実務経験を持つ者、自治体や企業が主催する研修の受託経験者、関係する受講等により一定の知識を持つ法人内の研修担当者などが挙げられます。研修を実施する法人内で適切にご判断いただきますが、想定している職種等下記に列挙しますので、参考にしてください。 不適切保育防止 → 大学教授（児童福祉専門）、保育士（園長経験者等）、公認心理師、保健師、法曹関係者、など。 メンタルヘルス → 精神保健福祉士、医師（精神科医、産業医）、公認心理師、保健師、など。 Q10 参加費などを徴収しても良いのでしょうか？ A10 参加者から参加費を徴収した場合は、補助対象外となります。
--	---

Q11 研修時間に条件はありますか？（最低実施時間など）

A11 研修時間に定めはありませんが、研修目的を達成するために必要な時間と内容の研修を実施してください。

Q12 複数の施設が共同で研修を企画し、地域その他施設への参加を呼びかけ研修を行った場合、補助対象施設の考え方はどのようになりますでしょうか。

例）同じ系列園の保育園 A と B が共同して研修を行った場合

異なる法人が運営する保育園 A と B が共同して研修を行った場合

A12 加算の算定は 1 つの研修につき 1 施設のみとなりますので、複数の施設が共同して研修を企画し実施した場合、主たる施設から加算の申請を行ってください。

Q13 研修の一部で、不適切保育防止またはメンタルヘルスに係る研修を実施する場合は加算対象になりますでしょうか。

A13 「不適切保育防止」や「メンタルヘルス」を主とした研修のみが算定対象になります。

例：「保育実務研修」などとしてその中の 1 分野として不適切保育の防止やメンタルヘルスを入れている場合等は加算対象になりません。